

空き店舗等を利活用して新店舗をオープンした事業者に、改修費等の一部を補助します！

湖西市ビジネスチャレンジ支援補助金 (空き店舗等利活用出店事業)

▶ 補助対象者

- 次の①、②を満たす事業者が対象となります。
- ① 空き店舗等を利活用して営業する業種が、裏面の別表第1に掲げるもの
 - ② 週3日以上営業するもの
 - ③ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗内のテナントとして出店する者でないこと。

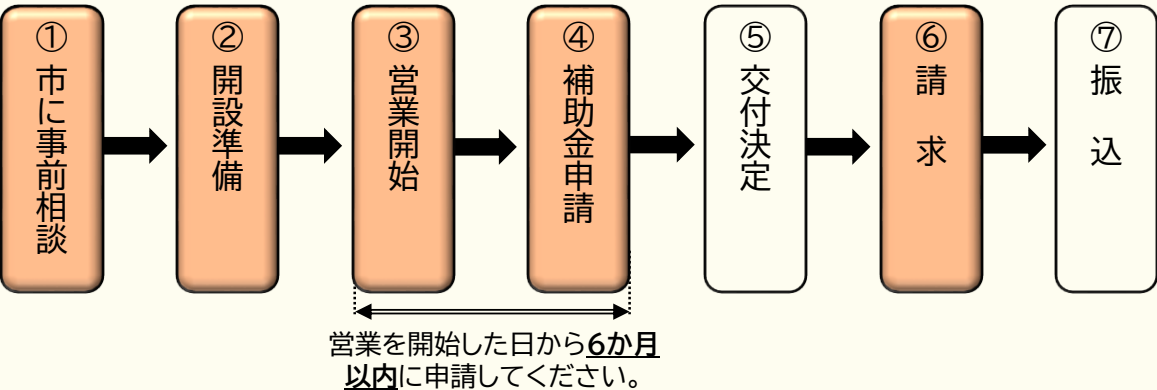


▶ 補助対象経費

店舗等の開設に係る経費のうち、次に掲げるものが対象となります。 ※1店舗につき1回まで

No.	対象対象経費	
1	設備備品費	設備備品(取得価格10万円以上)を購入する場合に要する経費
2	賃借料	施設及び土地を借り上げるために要する経費(契約時に一括して前払いするものに限る。)
3	店舗改修費	店舗内外装の改修に要する経費

▶ 申請の流れ



▶ その他

- ・現に市内で営業する店舗等を空き店舗等に移転する場合は、補助の対象になりません。
- ・市の他の助成を受けている経費は、補助の対象になりません。
- ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する場合は、補助の対象になりません。
- ・法令に違反する店舗等は、補助の対象になりません。

補助金額 最大50万円または100万円

※開設する区域によって異なります。
(補助対象経費の1/2以内)

補助制度の詳細、
申請様式はこちら



別表第1(第4条関係)
対象業種一覧

大分類	中分類
卸売業、小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの。)
	技術サービス業(他に分類されないもの。)
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業
	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業
	娯楽業
教育・学習支援業	その他の教育・学習支援業

(注)対象業種は、統計法 平成 19 年法律第 53 号 第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に準拠する。



【お問い合わせ先】
〒431-0492 湖西市吉美3268 湖西市産業振興課 商工労政係
TEL: 053-576-1215 E-mail: sangyou@city.kosai.lg.jp